

議案第41号

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、市外の者が文化会館を利用する場合等の使用料の額を引き上げること等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成23年愛西市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1号中「ときは」を「場合は」に改め、同表備考に次の4号を加える。

4 市内在住、在勤以外の者（以下「市外の者」という。）が利用する場合は、当該使用料の1.5倍の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を徴収する。

5 入場料等を徴収して利用する場合は、当該使用料の1.5倍の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）、市外の者は2倍の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を徴収する。

6 営利を目的として利用する場合は、当該使用料の2倍の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）、市外の者は2.5倍の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を徴収する。

7 入場料等を徴収し、営利を目的として利用する場合は、当該使用料の2.5倍の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）、市外の者は3倍の額（10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。）を徴収する。

第2条 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1備考第4号中「1.5倍」を「2倍」に改め、同表備考第5号中「2倍」を「3倍」に改め、同表備考第6号中「2.5倍」を「4倍」に改め、同表備考第7号中「2.5倍」を「4倍」に、「3倍」を「8倍」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月

1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に許可を受ける利用について適用し、同日前に許可を受けている利用については、なお従前の例による。